

## 滋賀県の森林・林業行政推進のための 滋賀県造林公社のあり方検討について

### 1 概要

- 一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）では、平成22年に県が制定した関与条例に基づき、平成23年度に長期経営計画を、また、5年ごとに中期経営改善計画を策定することで、経営改善に向けた取組を着実に進めているところ。
- 県としても、特定調停により下流府県と約束した公社経営の改善および森林のもつ公益的機能の維持・向上に向けて、適切な関与を図り、公社経営に対する県の考え方を整理することを目的に、公社が次期中期経営改善計画の策定を行う前年度にあり方検討を行うこととしている。
- 前回、平成30年11月～令和元年8月にかけて、第3期中期経営改善計画の策定を見据えた初めてのあり方検討を行った。今般、前回のあり方検討から概ね5年が経過し、公社が令和7年度に次期（第4期）中期経営改善計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）の策定作業を行うことから、次期中期経営改善計画策定に向け、公社経営に対する県の考え方を改めて整理するため、あり方検討を行う。

### 2 公社の現状と課題

#### ① 公社の現状

- ・ 平成27年度から旧滋賀県造林公社事業地の伐採を開始。また、令和5年度から旧びわ湖造林公社事業地の伐採が始まり、本格的な主伐期を迎えている。
- ・ 依然として伐採収益の実績が長期経営計画から大きく乖離しているものの、年々、順調に伐採材積量を伸ばしており、今後も事業拡大に向けた適切な取組が求められる。

#### ② 森林・林業の状況

- ・ 戦後、造成された人工林の過半が本格的な利用期を迎え、蓄積量が毎年増加する中、豊富な森林資源を有効に活用し、循環的な利用を推進していくことが課題
- ・ 過疎化、高齢化の進行や木材価格の低迷等による森林経営意欲の低下を要因とする森林整備の遅れや森林管理放棄、自然災害の多発、鳥獣害による森林被害等により、森林の公益的機能の低下が懸念。
- ・ 令和元年に「森林経営管理法」が制定、令和6年度から森林環境税の本格課税が開始することとなり、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立に向けた取組が本格化。
- ・ 世界的なESG投資を行う機運の高まりや花粉症発生源対策としての主伐・再造林の潮流による、次の50年を見据えた森林資本への投資の動き。

### ③ 滋賀県の状況

- ・ 平成 27 年に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、琵琶湖が国民的資産に位置づけられ、森林整備および保全の重要性が高まっている。
- ・ シカの食害等による植生被害の増加、局所的な異常気象による流木・土砂流出被害の発生等の問題が顕在化
- ・ こうした状況への対応として、令和 3 年度に「第 2 期琵琶湖森林づくり基本計画」を策定、令和 4 年度に「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」を制定し、「第 2 期琵琶湖森林づくり基本計画」を一部改正。人工林資源が成熟期を迎える中、森林資源の循環利用に取り組み、林業の活性化・成長産業化を推進しているところ。

### ④ 今後の課題

- ・ 森林・林業に対する社会的ニーズが変容する中、伐採開始から 8 年が経過し明らかとなった公社事業の成果や課題を踏まえつつ、これまでの分収造林事業により蓄積された林業ノウハウを活用することによる森林行政の中で果たしていくべき役割について改めて検討し、公社がその立ち位置を再認識する必要がある。

## 3 検討手法・検討内容・検討スケジュール

### ○ 森林審議会へ諮問

- ・ 諮問内容：「滋賀県造林公社が滋賀県の森林政策の中で果たすべき公益的役割」
- ・ 諮問日：令和 6 年 1 月頃を予定
- ・ 答申時期：令和 6 年 12 月頃を予定

### ○ スケジュール（予定）

（令和 6 年 1 月）第 1 回：造林公社の現状と課題、前回あり方検討の振り返り  
諮問

～ この間、5 回程度の審議を予定。

<令和 6 年 7 月予定> 常任委員会：審議状況の中間報告

<令和 6 年 10 月予定> 常任委員会：答申案の報告

（令和 6 年 12 月頃）答申

令和 7 年度：公社が第 4 期中期経営改善計画を策定

令和 8 年度：第 4 期中期経営改善計画がスタート（計画期間：令和 8 年～令和 12 年）

※ 参考＜前回あり方検討の概要＞

○ 検討テーマ

「公社林の公益的機能の持続的発揮と木材生産の採算性の向上を両立させる保全活用方法」

○ 検討手法

『公社造林あり方検討会』を設置し、議論・検討

○ 検討期間

	日程	検討内容
1	平成30年11月15日	・公社造林の現状と課題①
2	平成30年12月25日	・現地調査・公社造林の現状と課題②
3	平成31年3月29日	・公社林の目指す姿 ・公社林の整備・管理 ・伐採方法の選択
4	令和元年5月27日	・効率的な木材生産 ・木材の有利販売 ・分取契約の変更・解約
5	令和元年7月2日	・森林の新たな価値の創造 ・滋賀の林業成長産業化への貢献 ・造林公社の今後の役割と体制
6	令和元年8月9日	・「公社造林のあり方」に関する取りまとめ

○ 検討結果

- ・ 公社は、他県の公社とは異なり、琵琶湖の水源林を維持管理しているという大きな役割があることを認識した上で、公社による事業を継続する。
- ・ 公社林の経営管理にあたっては、公社が森林造成のために土地所有者と締結した分取造林契約および平成23年3月に成立した特定調停における調停条項を履行する（約束を守る）ことが前提として求められる。これらの約束を履行する中で、本県の公社林においては、公益的機能を持続的に発揮させる（琵琶湖の水源を守る）とともに、収益確保のために県産材の生産と販売を追求する（やまの資源を活かす）必要がある。併せて、公社は公益的かつ公共的な事業の主体であることから、地域社会へ貢献する（みんなのために役立つ）という役割を果たすことも求められる。